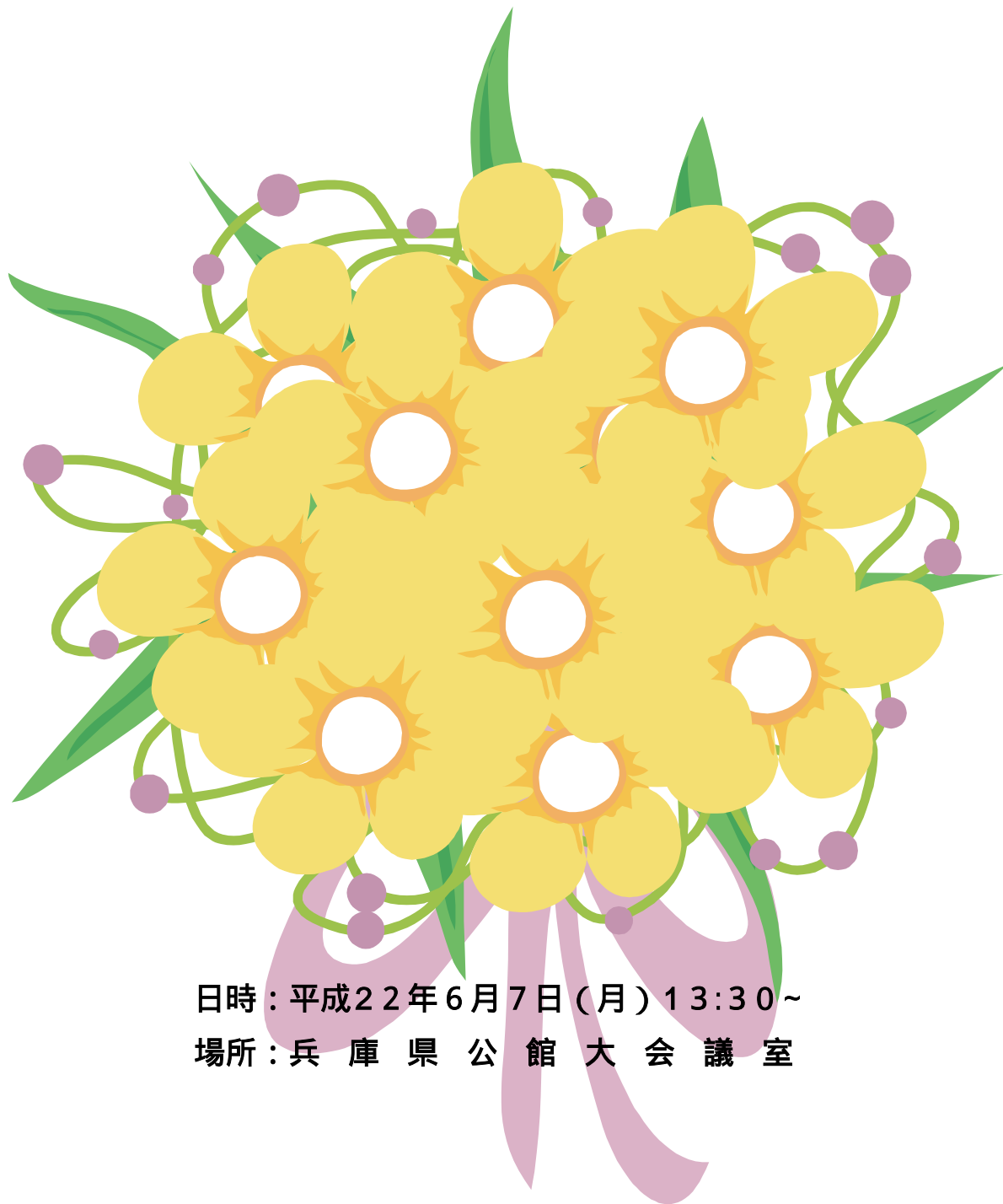


ひょうご地域安全まちづくり推進協議会

総 会 資 料



日時：平成22年6月7日(月)13:30~

場所：兵庫県公館大会議室

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会



目 次

| | |
|----------------------------|----|
| ひょうご地域安全まちづくり推進協議会総会・講演会次第 | 1 |
| 諸報告(1) | |
| 新規会員及び退会会員について | 3 |
| 諸報告(2) | |
| 支援金の受納について | 5 |
| 第1号議案 | |
| 役員を選任について | 7 |
| 第2号議案 | |
| 会則の改定について | 9 |
| 第3号議案 | |
| 平成21年度事業報告及び収支決算について | 11 |
| 第4号議案 | |
| 平成22年度事業計画及び収支予算について | 17 |
| (参考1) | |
| ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要 | 21 |
| (参考2) | |
| ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員名簿 | 22 |
| (参考3) | |
| ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則(現行) | 23 |



ひょうご地域安全まちづくり推進協議会のシンボルキャラクター「マモリン」

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会総会・講演会次第

日時：平成22年6月7日(月)午後1時30分～

場所：兵庫県公館 大会議室

第1 総会

1 開会あいさつ

2 諸報告

(1) 新規会員及び退会会員について

(2) 支援金の受納について

感謝状の贈呈

3 議事

(1) 役員を選任について

(2) 会則の改定について

(3) 平成21年度事業報告及び収支決算について

(4) 平成22年度事業計画及び収支予算について

4 閉会あいさつ

第2 講演会

演題

「犯罪被害者の想い」

～ 知ってほしい 言えない気持ち あなたにも ～

講演者

特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター

チーム SIEN(しえん) 結(YOU)

角 谷 團 様

遠 藤 え り な 様

竹 本 久 美 子 様

新規会員及び退会会員について

1 新規会員について

当協議会の趣旨に賛同する以下の団体から入会の意向が示され、会則第5条に規定する会員の要件に該当すると認められることから、入会申込書を受理した。

| 団体名 | 代表者名 | 活動内容 | 入会日 |
|----------------|-------------|--|-----------------|
| 神戸市生活指導研究会 | 会長 田中 智子 | 市民生活の安定向上と社会福祉の増進を願い、家庭生活の合理化を推進し、生活の余力を社会福祉にささげ、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的としている。 | 平成21年 7月13日 |
| 社団法人兵庫県造園建設業協会 | 会長 橋本 涉 | 緑豊かな地域環境の形成に資するため、造園緑化技術の向上を図るとともに、県民の緑化意識の高揚のための事業等を行い、県民の福祉の向上に寄与することを目的としている。 | 平成21年 12月21日 |

2 退会会員について

退会会員無し。

参考：ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則（抜粋）

第2章 会員

（構成）

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

（会費）

第6条 会費は無料とする。

（加入）

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

支 援 金 の 受 納 に つ い て

下記の会員団体から、当協議会に対して支援金が寄贈されることとなったため、これを受納することとした。

記

1 寄贈内容

(1) 寄贈者

兵庫県遊技業協同組合

〔 所在地：神戸市中央区北長狭通5丁目3-11
代表者：理事長 米 田 義 一 〕

(2) 支援金の額

金1,000千円

(3) 支援の理由等

兵庫県遊技業協同組合は、運営の基本に「社会貢献活動等を通じた地域社会との共生の促進」を掲げて「ぱちんこ110番協力店制度」を展開するなど、地域社会の安全確保に貢献している団体である。

このたび、同組合が社会貢献活動の一環として行う各種福祉関係団体等に対する支援金の平成22年度の寄贈にあたり、地域社会の安全確保に向けた当協議会の取組を評価し、当協議会を寄贈先として選定いただいた。

なお、これまで同額の支援金の寄贈をいただき、平成19年度には「防犯学習シミュレーションCD」を作製、20年度には「防犯ポスターコンクール」の開催及び「地域みんなで子どもを守ろう」と題する番組制作、平成21年度も「防犯ポスターコンクール」を引き続き開催するとともに、防犯活動事例集「マモリンレポート」を発行し、防犯意識や防犯活動の普及啓発に活用した。

本年度も引き続き、広く協議会事業の充実に活用してほしいとの意向である。

2 支援金受納日

平成22年6月7日(月)

3 感謝状贈呈

本日の開催の総会において、会長(県知事)から感謝状を贈呈する。

役員 の 選 任 に つ い て

団体役員の交代に伴い、会則第10条の規定に基づき、下記のとおり役員を選任する。

記

| 役職名 | 役員(案) | 備 考 | |
|-----|---------|--------------------------|----|
| 副会長 | 尾 崎 光 雄 | 兵庫県町村会会長 (前任：足 立 理 秋) | 新任 |
| | 坂 明 | 兵庫県警察本部長 (前任：北 村 滋) | 新任 |
| | 西 田 正 則 | 兵庫県市長会会長 (前任：山 田 知) | 新任 |

(50音順)

参考：ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則（抜粋）

第3章 役員

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

（役員を選出）

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

（役員の仕事）

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（報酬）

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

参考：今回選任後の役員名簿（任期：平成23年6月1日まで）

| 役職名 | 氏 名 | 団体名及び役職 |
|-----|-----------|------------------|
| 会 長 | 井 戸 敏 三 | 兵庫県知事 |
| 副会長 | 岩 成 孝 | 兵庫県連合自治会会長 |
| | 尾 崎 光 雄 | 兵庫県町村会会長 |
| | 北 野 美 智 子 | 兵庫県連合婦人会会長 |
| | 坂 明 | 兵庫県警察本部長 |
| | 西 田 正 則 | 兵庫県市長会会長 |
| | 西 村 太 一 | 社団法人兵庫県防犯協会連合会会長 |
| | 水 越 浩 士 | 兵庫県商工会議所連合会会頭 |
| 監 事 | 速 水 順 一 郎 | 兵庫県青少年団体連絡協議会会長 |

（50音順）

会則の改定について

1 趣旨

平成17年3月に制定した協議会会則について、平成22年4月、組織改正に伴い事務局長の充て職名に名称変更があるため、一部改定する。

2 改定内容

| 条 文 | 現 行 | 改 定 案 | 理 由 |
|---------------|--|--|------------|
| 第21条 (事務局) | 2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。 3 事務局長は、 <u>兵庫県政策参事</u> をもって充てる。 | 2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。 3 事務局長は、 <u>兵庫県総合政策室長</u> をもって充てる。 | 組織改正のため。 |
| 附則 (施行期日) | | この会則は、 <u>平成22年6月7日</u> から施行する。 | 総会における議決日。 |

平成21年度事業報告及び収支決算について

1 平成21年度事業報告

(1) 平成21年度事業体系

- 会議の開催
 - 幹事会・総会の開催
- 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催
- 会員向け防犯情報等の提供
 - 会報の発行
 - 防犯活動事例集「マモリンレポート」の発行
 - ホームページの運営等
- 地域安全まちづくり活動の促進
 - 会員による地域安全まちづくり研修の支援
 - 防犯ポスターコンクールの開催
 - シンボルキャラクターによる啓発活動の実施
 - 啓発キャンペーンの実施

(2) 事業実施内容

ア 会議の開催

(ア) 幹事会

開催日：平成21年5月8日（金）

場 所：ひょうご女性交流館

内 容：役員を選任

会則の改定

平成20年度事業報告及び収支決算

平成21年度事業計画及び収支予算



【総会の様子】

(イ) 総会

開催日：平成21年6月9日（火）

場 所：兵庫県公館

内 容：役員を選任、会則の改定

平成20年度事業報告及び収支決算

平成21年度事業計画及び収支予算

三好成明氏(兵庫県インターネット安全利用推進協議会会長)による講演

演題：「ネット社会における青少年の健全育成を考える」

イ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催
「子どもを見守る学校と地域」をテーマに地域、
事業所、学校からの事例報告をもとに山下淳関西
学院大学法学部教授（地域安全まちづくり審議会
会長）からコメントをいただいた。

また、「子どもと女性を被害から守るために」
と題して平成21年度新たに創設された警察本部生
活安全特別捜査隊隊長補佐からの講話を行った。



【研修会の概要】

開催日：平成 22 年 2 月 10 日（水）

場 所：兵庫県公館

参加者：約 350 名（協議会会員、防犯グループ関係者及び一般県民）

内容

事例報告「子どもを見守る学校と地域」

報告者：新長田北安心安全コミュニティ推進協議会 幹事長 天竹功一
エスジーエム・オペレーション株式会社

セキュリティ統括センター室 室 長 山下義久

姫路市立城北小学校 校 長 原 俊一

コメンター 関西学院大学法学部 教 授 山下 淳

子どもと女性を被害から守るために

講師：兵庫県警察本部生活安全特別捜査隊 森井隊長補佐

研修会に先立ち、防犯ポスターコンクール表彰式を開催し、入賞者 5 名に
対し、賞状及び副賞を授与した。

ウ 会員向け防犯情報等の提供

(ア) 会報の発行

| | 発行日 | 内 容 |
|------|--------|---|
| 第10号 | 8月4日 | マモリンレポート1号完成 平成21年度総会の開催 防犯ポスターコンクール 平成21年6月末現在の犯罪情勢 |
| 第11号 | 12月16日 | ふれあいの祭典に出展 21年地域安全兵庫県民大会の開催 マモリンレポート2号 平成21年10月末現在の犯罪情勢 |
| 第12号 | 2月23日 | 協議会ポスターの作成 地域安全まちづくりセミナーの開催 マモリンレポート3号 薬物乱用について 平成21年中の犯罪情勢 |

(イ) 防犯活動事例集「マモリンレポート」の発行

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、地域の防犯グループ、事業所の事例を取材し、活動内容をレポート形式にまとめ、協議会会員をはじめ地域団体等へ配布した。

| 号 | 発行月 | 内 容 |
|----|----------|--|
| 1号 | 平成21年7月 | ・加古川市米田地区防犯連絡協議会 ・上高丸まちづくり防犯グループ（垂水区） ・阪神尼あんしんまちづくり協議会（尼崎市） |
| 2号 | 平成21年12月 | ・ひよどり台小学校子どもたちを見守る会（北区） ・内町地区防犯グループ（洲本市） ・正和警備株式会社（姫路市） |
| 3号 | 平成22年3月 | ・P A C 防犯協力委員会（尼崎市） ・日吉パトロール隊（豊岡市日高町） ・エスジーエム・オペレーション株式会社（東灘区） |

(ウ) ホームページの運営等

シンボルキャラクター「マモリン」を活用した親しみやすいページを登録し、協議会の活動内容等の周知を図った。

エ 地域安全まちづくり活動の促進

(ア) 会員による地域安全まちづくり研修の支援

平成18年度に受納した寄附金を活用して、協議会会員団体が関係団体を対象に「地域安全まちづくり」に関する研修会等を開催する取組を支援するため、研修会等の講師謝金相当額を補助し（21年度：3件）、県民ぐるみの地域安全まちづくり活動の促進を図った。

(イ) 防犯ポスターコンクールの開催

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、県内の小学生を対象として防犯ポスターコンクールを行い、最優秀作品を原画として協議会ポスターを作成、配布し、県民の自主防犯意識の醸成を図った。

テーマ：「犯罪から自分を守ろう」
コンクール応募数：571点(平成20年度284点)
ポスター作成部数：1,500部
ポスター配布先：協議会会員、各小学校、
各児童館、市町、県関係機関



(ウ) シンボルキャラクターによる啓発活動の実施

協議会のシンボルキャラクター「マモリン」を活用したものさし等の啓発用品を配布し、県民の防犯意識の醸成を図った。

(I) 啓発キャンペーンの実施

11月14日(土)、15日(日)但馬ドーム周辺会場で開催された「ふれあいの祭典「コウノトリ翔る 但馬まるごと感動市」において、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会と共同出展し、啓発資材の配布、防犯設備の展示、カギの防犯診断等を行った。

そのほか、県内各地で開催されたひったくりや振り込め詐欺防止キャンペーン等のイベントに参画し、県民の防犯意識の啓発に努めた。

2 平成21年度収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 県補助金 | 900,000 | 900,000 | 0 |
| 前年度繰越金 | 792,000 | 792,833 | 833 |
| 寄附金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 |
| 普通預金利息 | 2,000 | 538 | 1,462 |
| 合 計 | 2,694,000 | 2,693,371 | 629 |

(2) 支出の部

(単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 増 減 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 総合推進費 | 2,310,000 | 1,797,145 | 512,855 |
| 1 協議会運営費 | 300,000 | 170,924 | 129,076 |
| 2 研修会費 | 400,000 | 236,127 | 163,873 |
| 3 広報啓発費 | 1,610,000 | 1,390,094 | 219,906 |
| 予備費 | 20,000 | 0 | 20,000 |
| 次年度繰越金 | 364,000 | 896,226 | 532,226 |
| 合 計 | 2,694,000 | 2,693,371 | 629 |

監 査 報 告 書

平成21年度ひょうご地域安全まちづくり推進協議会事業及び会計を監査した結果、事業は適切に行われ、また、会計決算は、諸帳簿その他証拠書類を厳正に精査したところ、適正に処理されておりましたので報告します。

平成22年 4 月 15 日

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会
監 事

速 水 順 一 郎



平成22年度事業計画及び収支予算について

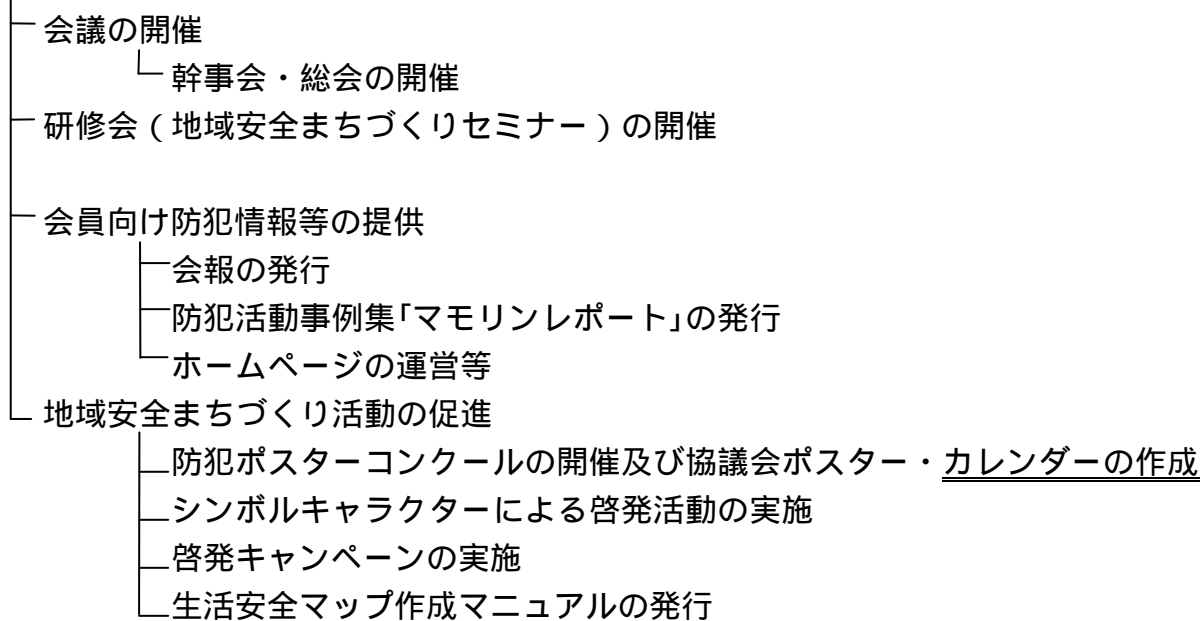
1 平成22年度事業計画案

(1) 基本方針

県においては、「地域安全まちづくり条例」に基づく「指針」が平成19年3月に策定され、また本年5月には、地域安全まちづくり審議会の答申を受けて「地域安全まちづくり推進計画(第2期)平成22年度～平成24年度」が策定された。

当協議会では、会員団体の活動が地域の安全で安心な兵庫の実現をめざす取組として、一層促進されるよう支援に努めるとともに、社会に貢献する協議会として、県民と一体となった運動が展開されるよう、県民各層に対する啓発活動を充実する。

(2) 平成22年度事業体系 (_____ は新規事業を示す。)



(3) 事業計画内容

ア 会議の開催

(ア) 幹事会

平成22年5月13日（ひょうご女性交流館）

(イ) 総会

平成22年6月7日（兵庫県公館 大会議室）

イ 研修会（地域安全まちづくりセミナー）の開催

県との共催により、会員団体の代表者等関係者のほか、まちづくり防犯グループ関係者など、広く県民を対象とした研修会を開催し、各会員の取組の充実を促すとともに、県民による地域安全まちづくり活動の機運を醸成する。

ウ 会員向け防犯情報等の提供

(ア) 会報の発行

県内の犯罪情勢のほか、各種団体等の取組や行政機関の施策等の情報を掲載する会報を発行する。

【情報提供内容】

協議会事業の実施状況
県内の犯罪情勢
事業者団体、行政等による取組
防犯に関するイベントその他の案内 など

【発行予定】

年3回程度（予定）

(イ) 防犯活動事例集「マモリンレポート」の発行

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、地域の防犯グループ、事業所の事例を取材し、活動内容をレポート形式にまとめ、協議会をはじめ、地域団体等へ配付する。なお、好評につき発行部数を拡充する。

(ウ) ホームページの運営等

シンボルキャラクター「マモリン」を活用したデザイン性の高いページで、協議会のイメージアップを図るほか、会員団体その他の団体による先進的な取組の紹介など、情報提供を充実させる。

エ 地域安全まちづくり活動の促進

(ア) 防犯ポスターコンクールの開催及びポスター・カレンダーの作成

兵庫県遊技業協同組合からの寄附金を活用して、県内の小学生を対象に原画を募集し、最優秀作品を使用してポスター、入賞作品を使用してカレンダーを作成配付する。

(イ) シンボルキャラクターによる啓発活動の実施

協議会のシンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発用品を配布し、県民の防犯意識を醸成する。



(ウ) 啓発キャンペーンの実施

多数の県民参加が見込めるイベントや地域安全パレード等への参加を通じて、協議会の活動をPRするとともに、県民の防犯意識の啓発を行い、地域安全まちづくり運動の機運を醸成する。

【イベント例】

ロックの日キャンペーン
「平成22年度ふれあいの祭典（有馬富士公園）」
協議会会員団体が主催するイベント

【キャンペーンの内容】

防犯クイズ、防犯設備等の展示・実演を通じた防犯意識の涵養
防犯啓発用冊子、防犯活動用品の配布 など

(I) 生活安全マップ作成マニュアルの発行

防犯(交通安全を含む)や防災に関する情報等を盛り込んだ生活安全マップを作成するためのマニュアルを発行配布し、小学生がマップ作りを通して地域を詳しく知り、犯罪、交通事故、災害等から自分を守ることの意識をはぐくむ。

2 平成22年度収支予算案

(1) 収入の部

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|--------|-------|---------------------|
| 県補助金 | 900 | ひょうご地域安全まちづくり推進事業補助 |
| 寄付金 | 1,000 | 兵庫県遊技業協同組合 |
| 前年度繰越金 | 896 | |
| 普通預金利息 | 1 | |
| 合 計 | 2,797 | |

(2) 支出の部

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 備 考 |
|----------|-------|---|
| 総合推進費 | 2,592 | |
| 1 協議会運営費 | 189 | 総会、幹事会の開催など |
| 2 研修会費 | 305 | 地域安全まちづくりセミナーの開催 |
| 3 広報啓発費 | 2,098 | 会報・マモリンレポートの発行、ホームページの運営、防犯ポスターコンクールの開催及び協議会ポスター・カレンダーの作成、生活安全マップ作成マニュアルの発行、その他啓発活動など |
| 予備費 | 20 | |
| 次年度繰越金 | 185 | |
| 合 計 | 2,797 | |

(参考1) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の概要

1 目的

地域団体、事業者団体、行政機関等が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

2 設立年月日

平成17年3月8日

3 役員

| | 氏名 | 所属団体・役職 |
|-----|-------|------------------|
| 会長 | 井戸敏三 | 兵庫県知事 |
| 副会長 | 岩成孝 | 兵庫県連合自治会会長 |
| | 尾崎光雄 | 兵庫県町村長会会長 |
| | 北野美智子 | 兵庫県連合婦人会会長 |
| | 坂明 | 兵庫県警察本部長 |
| | 西田正則 | 兵庫県市長会会長 |
| | 西村太一 | 社団法人兵庫県防犯協会連合会会長 |
| 監事 | 水越浩士 | 兵庫県商工会議所連合会会頭 |
| | 速水順一郎 | 兵庫県青少年団体連絡協議会会長 |

(50音順)

4 会員

111団体(裏面のとおり)

5 事業内容

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(主な事業実績)

| | |
|------|--|
| 17年度 | 「活動指針」の策定、啓発ポスターの作成、シンボルキャラクターの公募 |
| 18年度 | 活動事例集の作成、啓発用品(ウインドフラッグ、ステッカー)の作成 |
| 19年度 | ホームページのリニューアル、地域団体と事業者の連携モデルに関する調査研究、防犯学習シミュレーションCDの作成 |
| 20年度 | 活動指針の改定、広報メディアを活用した啓発、防犯ポスターコンクールの開催、協議会ポスターの作成 |
| 21年度 | 防犯活動事例集「マモリンレポート」の発行、防犯ポスターコンクールの開催、協議会ポスターの作成、シンボルキャラクター「マモリン」を活用した啓発グッズの作成 |

上記のほか、会報の発行、研修会(地域安全まちづくりセミナー)の開催等を実施

6 予算

委託金、補助金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

7 事務局

兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課
 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
 (事務局長:兵庫県総合政策室長)

(参考2) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会員名簿

兵庫県愛育連合会
兵庫県いずみ会
兵庫県インターネット安全利用推進協議会
兵庫県カラオケスタジオ協会
兵庫県管工事業協同組合連合会
兵庫県教育委員会
兵庫県漁業協同組合連合会
兵庫県軽自動車協会
社団法人兵庫県警備業協会
兵庫県ケーブルテレビ広域連携協議会
社団法人兵庫県建設業協会
社団法人兵庫県建築士会
社団法人兵庫県建築士事務所協会
兵庫県建築設計監理協会
兵庫県更生保護女性連盟
兵庫県国公立幼稚園長会
兵庫県国公立幼稚園PTA連絡協議会
社団法人兵庫県子ども会連合会
兵庫県古物商組合連合会
兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会
兵庫県コンビニエンスストア防犯対策協議会
兵庫県質屋組合連合会
兵庫県市長会
社団法人兵庫県自転車防犯登録会
社団法人兵庫県自動車整備振興会
社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
兵庫県小学校長会
兵庫県商工会議所連合会
兵庫県商工会連合会
兵庫県商店連合会
兵庫県少年補導員連絡協議会
兵庫県消費者団体連絡協議会
兵庫県書店商業組合
兵庫県市立高等学校長会
兵庫県私立小学校連合会
兵庫県私立中学高等学校連合会
社団法人兵庫県私立幼稚園協会
社団法人兵庫県信用金庫協会
社団法人兵庫県信用組合協会
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県森林組合連合会
兵庫県生活協同組合連合会
兵庫県青少年団体連絡協議会
兵庫県青少年補導委員連合会
兵庫県青少年補導センター連絡協議会
兵庫県青少年を守る店連絡協議会
社団法人兵庫県精神科病院協会
兵庫県石油商業組合
社団法人兵庫県造園建設業協会
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会
社団法人兵庫県測量設計業協会
兵庫県損害保険防犯対策協議会
社団法人兵庫県タクシー協会
社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
兵庫県中学校長会
兵庫県中古自動車販売協会
兵庫県駐車場協会連合会
兵庫県中小企業団体中央会
兵庫県町村会
兵庫県町村教育長会
兵庫県鉄道事業者・警察連絡協議会
社団法人兵庫県電業協会
兵庫県立特別支援学校PTA連合協議会
兵庫県特別支援教育諸学校長会
兵庫県都市教育長協議会
社団法人兵庫県バス協会
兵庫県PTA協議会
兵庫県BBS連盟
兵庫県百貨店協会
兵庫県病院協会
財団法人兵庫県婦人共励会
社団法人兵庫県保育協会
社団法人兵庫県防犯協会連合会
特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会
兵庫県保護司会連合会
社団法人兵庫県民間病院協会
兵庫県民生委員児童委員連合会
兵庫県遊技業協同組合
兵庫県立高等学校長協会
兵庫県立高等学校PTA連合会
兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合
兵庫県連合自治会
兵庫県連合婦人会
財団法人兵庫県老人クラブ連合会
株式会社K i s s - F M K O B E
社団法人神戸銀行協会
神戸市子ども会連合会
社団法人神戸市私立保育園連盟
神戸市PTA協議会
神戸市生活指導研究会
神戸市婦人団体協議会
社会福祉法人神戸市母子福祉たちばな会
神戸市立高等学校PTA連合会
社団法人神戸市老人クラブ連合会
株式会社神戸新聞社
神戸保護観察所
特定非営利活動法人こうべユースネット
株式会社サンテレビジョン
社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス近畿地区ブロック
社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫県地域会
社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
日本放送協会神戸放送局
日本ロックセキュリティ協同組合兵庫支部
社団法人ひょうごツーリズム協会
特定非営利活動法人ひょうご被害者支援センター
郵便事業株式会社神戸支店
株式会社ラジオ関西

【事務局】
兵庫県
兵庫県警察本部

(平成22年6月7日現在111団体)

(参考3) ひょうご地域安全まちづくり推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、兵庫県企画県民部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域団体及び事業者団体並びに行政機関等(以下「団体等」という。)が協働して、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを目指すための県民運動を展開することにより、犯罪のない安全で安心な兵庫県を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域安全まちづくり行動計画を策定し、総合的な対策を推進すること。
- (2) 地域安全まちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 地域安全まちづくりに関する情報を交換し、団体等の相互の連携を強化すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 会員

(構成)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、県域にわたって活動を展開する団体等又はそれと同等と認められる団体等とする。

(会費)

第6条 会費は無料とする。

(加入)

第7条 本会に加入するものは、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、脱会届を会長に提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第10条 役員は、総会において会員の代表者又は推薦者の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(総会)

第15条 総会は、会長が招集し、会長又は会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) その他本会の運営に関する重要事項に関すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(総会の決議方法)

第16条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長がこれを決する。

(会長の専決)

第17条 総会の決議を要する事項のうち、第15条第2項第1号、第2号、第4号の事項につき、緊急を要するときは、会長は、事案持ち回りにより幹事会の承認を経て、専決処分することができる。ただし、次の総会に報告して承認を受けなければならない。

(幹事会)

第18条 幹事会は、別表に掲げる団体等の代表者又は推薦者で構成し、本会の円滑な運営を図る。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。

3 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

4 第11条第1項、第12条及び第13条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これら条文中「会長」とあるのは、「代表幹事」と、「本会」とあるのは、「幹事会」と、「役員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

第5章 会計

(会計)

第19条 本会の活動に要する費用は、委託金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 会長は、毎会計年度終了後、すみやかに総会に事業報告及び収支報告をしなければならない。

第6章 解散

(解散)

第20条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決をもって解散する。

第7章 事務局

(事務局)

第21条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、兵庫県企画県民部県民文化局地域安全課及び兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。

3 事務局長は、兵庫県総合政策室長をもって充てる。

第8章 補則

(細則)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成17年3月8日から施行する。ただし第5章の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この会則の施行の日以後最初に開かれる幹事会は、第18条第3項の規定にかかわらず、兵庫県県民政策部長が招集する。

附 則

この会則は、平成22年6月7日から施行する。

別表

ひょうご地域安全まちづくり推進協議会幹事会構成団体

| | |
|--------------------|------------------|
| 兵庫県 | 兵庫県教育委員会 |
| 兵庫県警察本部 | 社団法人兵庫県建設業協会 |
| 兵庫県市長会 | 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 |
| 兵庫県商工会議所連合会 | 兵庫県商工会連合会 |
| 兵庫県消費者団体連絡協議会 | 兵庫県青少年団体連絡協議会 |
| 兵庫県駐車場協会連合会 | 兵庫県町村会 |
| 兵庫県PTA協議会 | 社団法人兵庫県防犯協会連合会 |
| 特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会 | 兵庫県連合自治会 |
| 兵庫県連合婦人会 | 神戸市婦人団体協議会 |

